

懲戒処分公表について

令和2年5月19日付けで地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 被処分者

公立みつぎ総合病院（職種：看護師）29歳 女性

2 処分内容

懲戒処分として減給10分の1（期間）3月

3 処分年月日

令和2年5月19日

4 事案の概要及び処分の理由

当該職員は、令和元年11月7日（木）午前7時35分頃、通勤で軽自動車を運転中、尾道市御調町市619番地南西約50メートル先道路右カーブで対向車線にはみ出し、対向車両に衝突し、運転していた女性（70歳代）に加療約3か月を要する脳挫傷等の傷害を負わせました。

当該職員の行為は、率先して法令遵守を実践すべき公務員としての自覚を欠き、市職員全体に対する市民の信頼と信用を著しく失墜させるものです。

よって、本件は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するものと判断し、懲戒処分を行いました。

また、処分の量定については、尾道市職員の懲戒処分に関する指針等に基づき、「減給」が相当であるとしたものです。

5 その他関係職員への対応

[管理監督責任]

公立みつぎ総合病院看護部長（職種：看護師） 口頭注意

お詫び

関係職員に対しましては、厳正な処分等を行ったところですが、本市全庁をあげて交通法規遵守・安全に関する取組を進めている最中であって、このような重大な事故を惹き起こしたことを非常に重く受け止めており、事故の被害者の方並びに市民の皆様に対し、心からお詫びを申し上げます。

今後はこのようなことがないよう、交通法規遵守・安全運転の徹底に関する取組を粘り強く進めていくとともに、職員の綱紀粛正に努め、市民の皆様の信頼回復に向けて全力を尽くしてまいります。

令和2年5月19日

尾道市病院事業管理者 突 沖 満 則

【問い合わせ先】

〒722-0393 尾道市御調町市124

公立みつぎ総合病院事務部

TEL 0848-76-1111

FAX 0848-76-1112

〒722-8503 尾道市新高山3丁目1170-177

病院事業局病院管理部（尾道市立市民病院内）

TEL 0848-47-1155

FAX 0848-47-1004